

# 平成30年度 パブリック・コメント運用状況

市民生活に関する重要な政策等の策定または改廃に当たり、市民の皆さんの意見を聞くため、パブリック・コメント（意見提出手続）を行っています。この制度は、一連の手続き（下図参照）で、市民参加による開かれた市政の推進を図るもので、オープナー（市役所附属棟）・市HPなどから資料が入手でき、提出の期間も通常30日間を確保します。実施の際は、市報などでお知らせしますので、皆さんの積極的な参加をお願いします。平成30年度の実施案件は7件（下表参照）です。

図 パブリック・コメント手続きの流れ

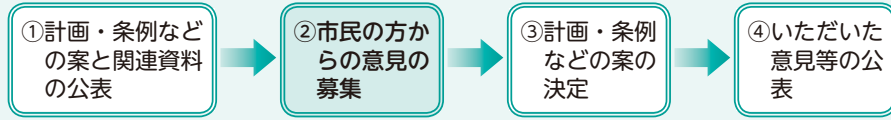


表 平成30年度パブリック・コメント運用状況一覧

件名	担当課	意見数	提出者数	反映件数
公共施設適正再配置計画(案)・公共施設個別施設計画(案)	政策経営課	27	12	1
第三次防犯まちづくり実施計画(案)	防災安全課	0	0	0
スポーツ推進計画実施計画(案)	スポーツ振興課	11	1	1
一般廃棄物処理基本計画(案)	環境対策課	13	3	0
新庁舎建設基本構想(案)	政策経営課	71	66	3
cocobunji EAST 301区画の整備・活用方針(案)	協働コミュニティ課	0	0	0
第三次子ども読書活動推進計画(案)	図書館課	9	3	2

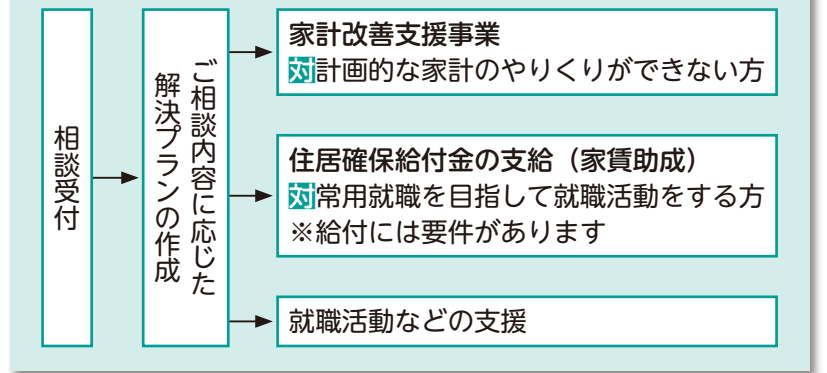
→政策法務課(内559)

就労・生活などでお困りのことはありませんか

## 自立生活サポートセンターこくぶんじ をご利用ください

自立生活サポートセンターこくぶんじでは、失業や離職による収入減少などの経済的な問題と併せて、生活していくうえでのさまざまな問題を抱えた方のために、無料で相談を行っています。専門の相談員が、相談者と一緒に個別の支援計画を作り、寄り添いながら各種相談機関と連携して自立生活への支援をします。

### 相談支援の流れ(一例)



### 学習支援事業

経済的な理由でお困りの世帯の小学3年生～中学3年生を対象に学習を支援しています。相談員による家庭訪問も併せて実施します。



### ■開設日

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時～午後5時（要予約）  
※初回相談は1時間程度かかる場合があります

まずはお気軽に  
お電話ください

### ■予約方法・問い合わせ先

電話で市社会福祉協議会☎(042)324-8311へ

→生活福祉課(内533)

# ご存じですか 障害者(児)・難病患者の手当制度

→障害福祉課(内202)

右表の要件に該当する方で、まだ申請していない方は、早めに手続きをしてください。申請に必要な書類など、詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

所得基準額表(右表の支給されない方欄の「一定額」のこと)

税法上の扶養親族等の数	障害児福祉手当・特別障害者手当	
	本人・配偶者・扶養義務者	本人 配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
以下1人増えるごとに	380,000円加算	213,000円加算

※所得審査は平成29年中の所得額。指定する控除がある場合、一定額を所得額から控除できます

手当名	対象者	支給されない方 ※市に住民登録のない方や 下記のいずれかに該当する方	手当額等	年度 切替月
都制度 重度心身障害者手当	65歳未満で①～③のいずれかに該当する方 ①重度の知的障害者で著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ③重度の肢体不自由であって両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を越えている方 ○国立療養所に入所・入院している方 ○病院・診療所に継続して3か月以上入院している方	月額60,000円	11月
都制度 心身障害者福祉手当	20歳以上65歳未満で①～④のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ②愛の手帳1～3度をお持ちの方 ③脳性マヒの方 ④進行性筋萎縮症の方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を越えている方 ○心身障害者特別福祉手当受給中の方 ○特別障害者福祉手当受給中の方	月額15,500円	
市制度 心身障害者特別福祉手当	20歳以上65歳未満で①または②に該当する方 ①身体障害者手帳3・4級をお持ちの方 ②愛の手帳4度をお持ちの方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を越えている方 ○心身障害者福祉手当受給中の方 ○特別障害者福祉手当受給中の方	月額5,400円	8月
国制度 障害児福祉手当	20歳未満で、重度障害のため常時介護を要する状態の方	○施設に入所している方 ○公的年金制度から障害を理由とする年金を受けている方 ○所得が一定額を越えている方(*)	月額14,790円	
国制度 特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障害のため、常時特別の介護を要する状態の方	○施設に入所している方 ○病院・診療所に継続して3か月を超えて入院している方 ○所得が一定額を越えている方(*)	月額27,200円	
市制度 特殊疾病者福祉手当 (難病手当)	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証または都難病医療費等助成制度の医療券をお持ちの方(一部疾病は小児慢性特定疾病の医療受給者証も可)	○施設に入所している方 ○心身障害者福祉手当受給中の方 ○心身障害者特別福祉手当受給中の方 ○所得が一定額を越えている方	月額6,000円	10月
都制度 心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1・2級(内部障害者は1～3級)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方	○生活保護受給中の方 ○健康保険未加入の方 ○①・②・③医療証をお持ちの方 ○後期高齢者医療被保険者で住民税が課税されている方 ○所得が一定額を越えている方 ○65歳以上で手帳を取得した方 ○65歳までに申請しなかった方(一部申請できなかった方を含む)など	保険診療の本人負担分を助成(課税世帯は一部負担あり)※食事療養費等は自己負担	9月

(\*) 受給資格は取得できますが、手当の支給は停止となります